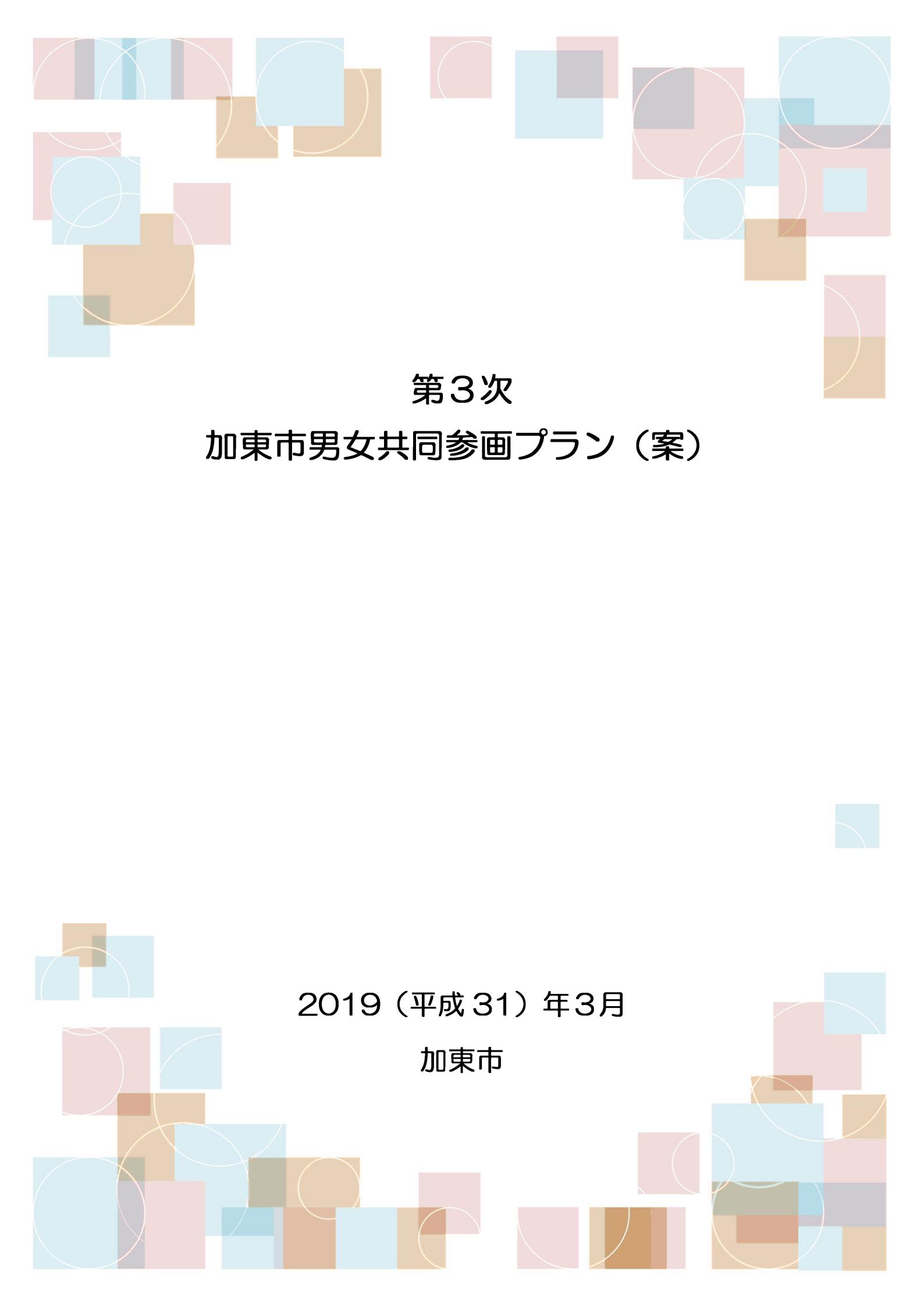


総務文教常任委員会資料

平成30年12月4日

市民協働部人権協働課

1. 第3次加東市男女共同参画プラン（案）について（別添冊子）
2. 今後の予定
 - ・パブリックコメント実施 2018年12月11日（火）～2019年1月9日（水）
 - ・加東市男女共同参画プラン策定委員会（第4回） 2019年2月
 - ・第3次加東市男女共同参画プラン決定 2019年3月



第3次 加東市男女共同参画プラン（案）

2019（平成31）年3月
加東市

市長挨拶

(空きページ)

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画策定の背景	2
3 計画の性格	8
4 計画の期間	8
第2章 加東市の男女共同参画に関する現状	9
1 加東市の男女共同参画の現状	10
2 第2次計画の取組	18
3 市民の男女共同参画に関する意識と実態	30
第3章 計画の基本的な考え方	43
1 基本理念	44
2 基本目標	44
3 施策体系	46
第4章 計画の内容	49
1 具体的な取組	50
基本目標I 男女共同参画社会実現のための基盤づくり	50
基本目標II あらゆる分野における男女共同参画	57
基本目標III お互いを尊重し合い、安心して暮らせる地域づくり	67
2 男女共同参画推進に関する指標	79
第5章 計画の推進	81
1 市の推進体制の確立と率先実行	82
2 活動拠点の整備	83
3 協働のまちづくりの推進	85
参考資料	87
1 関連法令	88
2 加東市男女参画プラン策定委員会設置要綱	100
3 加東市男女参画プラン策定委員会委員名簿	101
4 第3次加東市男女共同参画プラン策定経過	101
5 用語解説	102

※説明が必要な言葉には「*」を付けています。資料編に用語解説を掲載しておりますので、ご参照ください。用語解説は、あいうえお順に掲載しています。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、男女共同参画社会基本法において「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。わが国では、すべての人の機会の平等を保証するため、また、少子高齢化の急速な進展や人口減少が進むなかで、社会の多様性と活力を高め、経済を発展していくために、男女共同参画社会の実現が社会全体で取り組むべき最重要課題に位置付けられています。

誰もが人権や個性を尊重され、年齢や性別にとらわれずにいきいきと能力を発揮できる社会の実現をめざし、国においては1999（平成11）年6月に「男女共同参画社会基本法」に基づいて男女共同参画基本計画が策定され、県においては2001（平成13）年に「ひょうご男女共同参画プラン21」が策定されました。本市においても2009（平成21）年に「加東市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた歩みを進めてきました。

2014（平成26）年4月の「第2次加東市男女共同参画プラン」の策定以降、国においては2015（平成27）年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）*を施行し、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画*の策定を義務付けました（常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主については努力義務とする）。そして、同年12月に策定された「第4次男女共同参画基本計画」では、2020年度までに「指導的地位*」に占める女性の割合を少なくとも30%程度にするという目標（以下「30%目標」という。）が再確認され、実効性ある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）*の推進等、男女共同参画社会としてめざすべき社会の将来像が示されました。一方、県においては2016（平成28）年に第3次兵庫県男女共同参画計画である「ひょうご男女いきいきプラン2020」が策定されました。

このように、男女共同参画社会の実現に向けた取組が、国・県はもとより、市町村においても継続的に推進されてきました。平成30年度版「男女共同参画白書」によると、2017（平成29）年度のわが国の就業者数は女性2,859万人、男性3,672万人となっており、2013（平成25）年以降女性の就業率は増加しています。しかし、「管理的職業従事者*」に占める女性の割合は13.2%と低い割合となっており、国が掲げる30%目標の達成に向けては一層の努力が必要となっています。また、世界経済フォーラムによる男女間の格差を測る指標であるジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index:GGI）*の、2017（平成29）年におけるわが国の順位は144か国中114位と低く、国際的に見ても男女共同参画社会の実現が大きな課題となっている現状が見てとれます。

男女共同参画をめぐるこのような現状を踏まえ、本市でも引き続きすべての市民にとって住みやすいまちの実現に向けて男女共同参画意識の啓発や協働のまちづくりを推進していくために、「第3次加東市男女共同参画プラン」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画策定の背景

（1）世界の動き

国際連合（以下「国連」という。）は1975（昭和50）年の国際婦人年世界会議にて「世界行動計画」を採択、当年を「国際婦人年」とし、翌年から1985（昭和60）年までを「国連婦人の

10年」と定め、女性の人権擁護と男女平等の実現のための国際的な行動を進めてきました。

1995（平成7）年の第4回世界女性会議（北京会議）では「女性の人権」がクローズアップされ、女性に対する暴力、メディア*、健康、意思決定、貧困等、12の問題項目からなる宣言及び行動綱領が採択されました。2000（平成12）年の「女性2000年会議」では、「北京行動綱領」の目標達成への決意を再確認する「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブ」が採択されました。2005（平成17）年の第49回国連婦人の地位委員会（北京+10）では、「北京宣言」と「世界女性行動綱領」が再確認され、これまでの男女平等に関する達成事項を歓迎するとともに、完全実施に向けた一層の取組を各国政府に求める「政治宣言」が採択されました。さらに、2010（平成22）年の第54回国連婦人の地位委員会では、「北京宣言及び行動綱領」と「女性2000年会議」の「成果文書」の実施状況の評価が主要テーマとなりました。

2012（平成24）年にはジェンダー*平等と女性のエンパワーメント*のための国連機関（UN Women）が発足し、「女性のリーダーシップと参画の拡大」「女性の経済的エンパワーメント及び機会の増進」「女性と女児に対する暴力の予防及びサービスへのアクセス拡大」「平和・安全・人道的対応における女性のリーダーシップの拡大」「あらゆるレベルの計画と予算におけるジェンダー平等への対応の強化」「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関するグローバルな規範、政策、基準の構築」を優先課題領域とし、世界、地域、国レベルでのジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向けた活動が促進されるようになりました。

2016（平成28）年には、国連は新たに「持続可能な開発目標（SDGs）」を設定し、2030年までのジェンダー平等の実現を目標の1つに掲げ、あらゆる場所で女性と女児に対する差別に終止符を打つことをめざしています。

図表 世界の動き

年	世界
1975（昭和50）年	・第1回世界女性会議（メキシコシティ）
1976（昭和51）年	・「国際婦人年（国連婦人の10年）」始まる（～1985年）
1979（昭和54）年	・国連で「女子差別撤廃条約」を採択
1985（昭和60）年	・第3回世界女性会議（ナイロビ会議）
1993（平成5）年	・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択
2000（平成12）年	・国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク）
2005（平成17）年	・国連「北京+10」
2010（平成22）年	・国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）
2012（平成24）年	・ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関が発足
2016（平成28）年	・国連「持続可能な開発目標」の1つにジェンダー平等の実現を設定

（2）国の動き

①「男女共同参画社会基本方法」の制定及び「男女共同参画基本計画」の策定

わが国では、1999（平成11）年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の形成促進に関する施策の総合的、計画的な推進に取り組んできました。また、2000（平成12）年の「男女共同参画基本計画」の策定により、男女共同参画社会の形成に向けて2010（平成22）

年までに取り組むべき施策の方向性が示されました。その後、「男女共同参画基本計画」は2005（平成17）年に第2次計画、2010（平成22）年に第3次計画が策定されました。そして、2015（平成27）年には、これまでの取組を評価・総括した「第4次男女共同参画基本計画」が新たに策定され、男女共同参画社会の実現が社会全体で取り組むべき最重要課題であることが改めて強調されました。

②「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）の制定等

2001（平成13）年に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）*では、国及び地方自治体の責務として配偶者暴力を防止するとともに、被害者の適正な保護を図ることが明示されました。DV防止法は2004（平成16）年、2007（平成19）年、2013（平成25）年の改正を経て、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても保護の対象となるよう範囲が拡大されました。また、近年は暴力の形態が多様化していることを踏まえ、DV防止法のみでなく、2014（平成26）年の「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ防止法）*制定、2017（平成29）年の「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）*改正、同年の性犯罪に関する改正刑法の施行等、あらゆる暴力の防止に向けた取組が推進されています。

*DV防止法は、2013（平成25）年の改正により「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」から名称が変更されました。

③「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）の施行

2015（平成27）年には女性が職業生活でその希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が施行されました。2016（平成28）年からは従業員301人以上の企業には女性登用の数値目標を含む行動計画の策定と情報公開が義務付けられ、300人以下の企業には努力義務が課せられるようになりました。また、この法律により、女性活躍推進に関する取組を行っている企業に対しての認定も行われています。

④「男女雇用機会均等法」の改正等

2016（平成28）年には「男女雇用機会均等法*」が改正され、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が新設されました。同年には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）の改正や、「女性活躍推進法」が策定されたことで、仕事と子育ての両立支援を進め、男女共に子育てをしながら働き続けることができる雇用環境整備についても定められるようになりました。

第4次男女共同参画基本計画においてめざす社会

- 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- 男女の人権が尊重され、尊厳をもって個人が生きることのできる社会
- 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- 男女共同参画をわが国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

図表 国の動き

年	国
1977（昭和52）年	・婦人問題企画推進本部が「国内行動計画」策定
1985（昭和60）年	・「男女雇用機会均等法」制定（公布） ・「女子差別撤廃条約」批准
1987（昭和62）年	・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定
1992（平成4）年	・「育児・介護休業法」施行
1994（平成6）年	・「男女共同参画審議会」を設置 ・「男女共同参画推進本部」を設置
1996（平成8）年	・「男女共同参画ビジョン」を策定 ・「男女共同参画2000年プラン」を策定
1997（平成9）年	・「男女雇用機会均等法」が改正
1999（平成11）年	・「男女共同参画社会基本法」公布・施行
2000（平成12）年	・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）施行 ・「男女共同参画基本計画」策定
2001（平成13）年	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）施行
2004（平成16）年	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）改正
2005（平成17）年	・「第2次男女共同参画基本計画」策定
2007（平成19）年	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」改正
2010（平成22）年	・「第3次男女共同参画基本計画」策定
2013（平成25）年	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）改正
2014（平成26）年	・「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ防止法）制定
2015（平成27）年	・「第4次男女共同参画基本計画」策定 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）施行
2016（平成28）年	・「男女雇用機会均等法」改正 ・「育児・介護休業法」改正
2017（平成29）年	・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）改正

(3) 兵庫県の動き

兵庫県では、1978（昭和 53）年に「兵庫県婦人行動綱領」を制定し、その後、1985（昭和 60）年に「ひょうごの婦人しあわせプラン」、1990（平成 2）年に「新ひょうごの女性しあわせプラン」が策定され、「男女共生社会の実現」をめざして様々な取り組みが進められてきました。1992（平成 4）年には女性施策の展開拠点として「県立女性センター・イーブン」（2002（平成 14）年4月に「兵庫県立男女共同参画センター・イーブン」に改称）が開設されるなど、組織体制の充実も図られました。その後、第4回世界女性会議（北京会議）を踏まえ、1996（平成 8）年には「新ひょうごの女性しあわせプラン」の「後期実施計画」が策定され、より今日的な施策の展開が図られました。

2001（平成 13）年には「男女共同参画社会基本法」に基づく新たな法定計画となる「兵庫県男女共同参画計画」（ひょうご男女共同参画プラン 21）が策定されました。また、2002（平成 14）年には「男女共同参画社会づくり条例」を施行し、男女共同参画社会づくりを総合的かつ計画的に推進するために、県の施策の基本的事項が定められました。2006（平成 18）年には、DV防止法に基づく「兵庫県配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画」が策定され、2009（平成 21）年には改正法を踏まえて改定し、男女共同参画社会に向けた施策を前進させてきましたが、その後、さらなる取組を展開する必要があるとして、2011（平成 23）年3月、「新ひょうご男女共同参画プラン 21」が策定されました。

また、県では活力ある地域社会を構成していくために、2015（平成 27）年に「地域創生戦略」を策定しています。この地域創生でめざす社会の基礎としても男女共同参画社会を推進する取組が必要となっています。

このようなことを前提として、2016（平成 28）年には「ひょうご男女いきいきプラン 2020」が策定されました。同プランでは、今後予測される社会情勢の変化や、県の男女共同参画に関する現状を踏まえ、人々の生活様式や意識・価値観の多様化にも対応しながら、さらなる取組を展開できるよう計画内容の見直しが行われました。

第3次兵庫県男女共同参画計画「ひょうご男女いきいきプラン 2020」の重点課題

- すべての女性が活躍できる環境の整備
- 仕事と生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）の実現
- 家庭や地域における「きずな」の強化
- 安心して生活できる社会づくりの推進
- 次代を担う子どもや若者の育成

図表 兵庫県の動き

年	兵庫県
1978（昭和 53）年	・「兵庫県婦人行動綱領」制定
1985（昭和 60）年	・「ひょうごの婦人しあわせプラン」策定
1990（平成 2）年	・「新ひょうごの女性しあわせプラン」策定
1992（平成 4）年	・県立女性センター開設
1996（平成 8）年	・「新ひょうごの女性しあわせプラン後期実施計画」策定
2001（平成 13）年	・「兵庫県男女共同参画計画－ひょうご男女共同参画プラン 21－」策定
2002（平成 14）年	・「男女共同参画社会づくり条例」制定、施行
2006（平成 18）年	・「兵庫県配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画」策定
2009（平成 21）年	・「兵庫県配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画」改定
2011（平成 23）年	・「新ひょうご男女共同参画プラン 21」策定
2015（平成 27）年	・「地域創生戦略」を策定
2016（平成 28）年	・「ひょうご男女いきいきプラン 2020」策定

（4）本市の動き

2006（平成 18）年3月に、社町、滝野町、東条町の合併により「加東市」が誕生しました。

2008（平成 20）年に策定した加東市総合計画において、男女共同参画をまちづくりの基本目標（施策大綱）の中の「様々な絆が織りなす協働のまち」に位置付け、2009（平成 21）年には「加東市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画の施策を進めてきました。

2014（平成 26）年には「第2次加東市男女共同参画プラン」を策定し、女性と男性がお互いの人権を尊重しつつ、対等に責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会をめざして取組を行ってきました。

2018（平成 30）年が「第2次加東市男女共同参画プラン」の最終年度となっていることから、2017（平成 29）年8月に「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施し、その結果と 2018（平成 30）年3月に策定した「第2次加東市総合計画（前期基本計画）」を踏まえ、本計画を策定しました。

図表 本市の動き

年	加東市
2006（平成 18）年	・加東市誕生
2008（平成 20）年	・「加東市総合計画」で男女共同参画を基本目標の中に位置付ける
2009（平成 21）年	・加東市男女共同参画プラン策定
2014（平成 26）年	・第2次加東市男女共同参画プラン策定
2018（平成 30）年	・第2次加東市総合計画（前期基本計画）策定
2019（平成 31）年	・第3次加東市男女共同参画プラン策定

3 計画の性格

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定による市の基本計画として策定します。そして、国の「第4次男女共同参画基本計画」、兵庫県の「ひょうご男女いきいきプラン2020」等、国や県の計画を踏まえながら、「第2次加東市総合計画（前期基本計画）」及びそれに関連する部門別計画（人権尊重のまちづくり基本計画、次世代育成支援行動計画、DV対策基本計画等）と密接に関係をもった、本市のまちづくりの基本的指針となるものです。

また、この計画の女性の職業生活における活躍の推進に関する施策（基本目標II）については、女性活躍推進法第6条第2項の規定による市町村推進計画として位置付けます。

さらに、本計画は、男女共同参画社会の実現に向けて市が進むべき方向と取り組むべき課題を示し、そのための方策を明らかにするものです。これを実現するため、市民の主体的な参画と事業所、団体等の連携と協働による取組とともに、男女が共に家庭、学校、職場、地域等におけるあらゆる活動に自主的かつ積極的に参加・参画することを期待するものです。

4 計画の期間

本計画の期間は、2019（平成31）年度を初年度として、2023（平成35）年度を目標年度とする5か年の計画です。ただし、目標年度の期間中においても、国内外の動向や社会情勢の変動を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

第2章 加東市の男女共同参画に関する現状

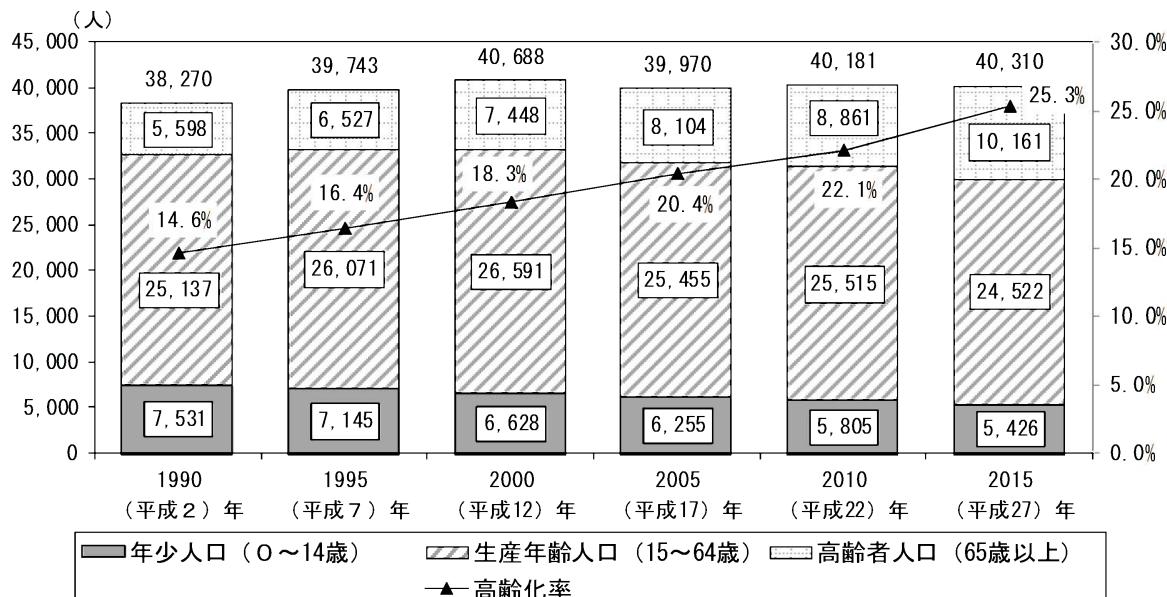
1 加東市の男女共同参画の現状

(1) 人口の推移

本市の総人口をみると、2015（平成27）年で40,310人となっており、4万人前後で推移しています。

高齢化率をみると、年々増加傾向にあり、2015（平成27）年には25.3%となっています。

図表 年齢3区分別構成比の推移（加東市）

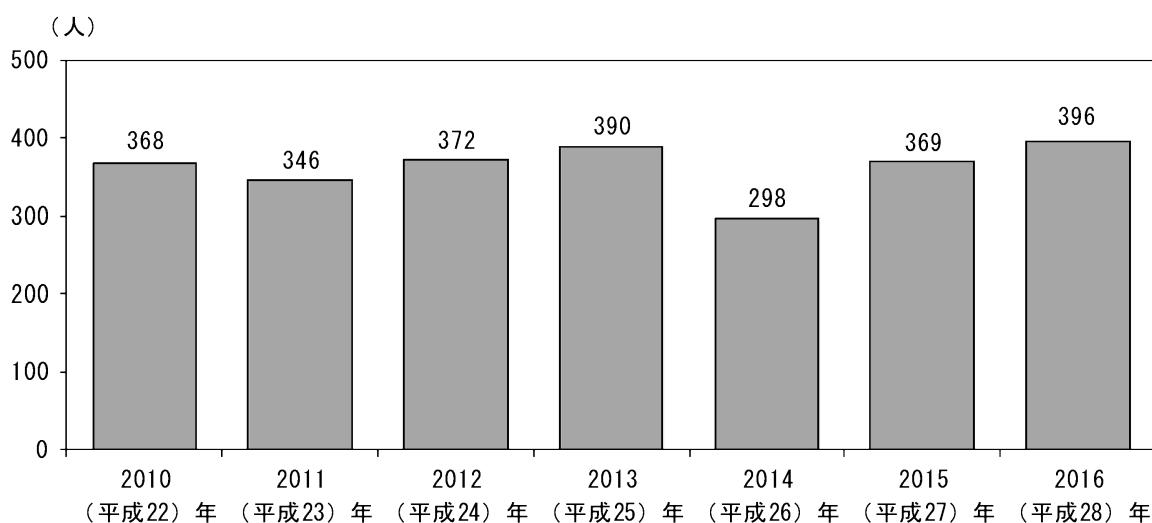


※上段の総人口は年齢不詳を含む（高齢化率は65歳以上人口／年齢不詳を除いた総人口）

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

本市の出生数をみると、2014（平成26）年に大きく減少していますが、その後再び増加し、2016（平成28）年は396人となっています。

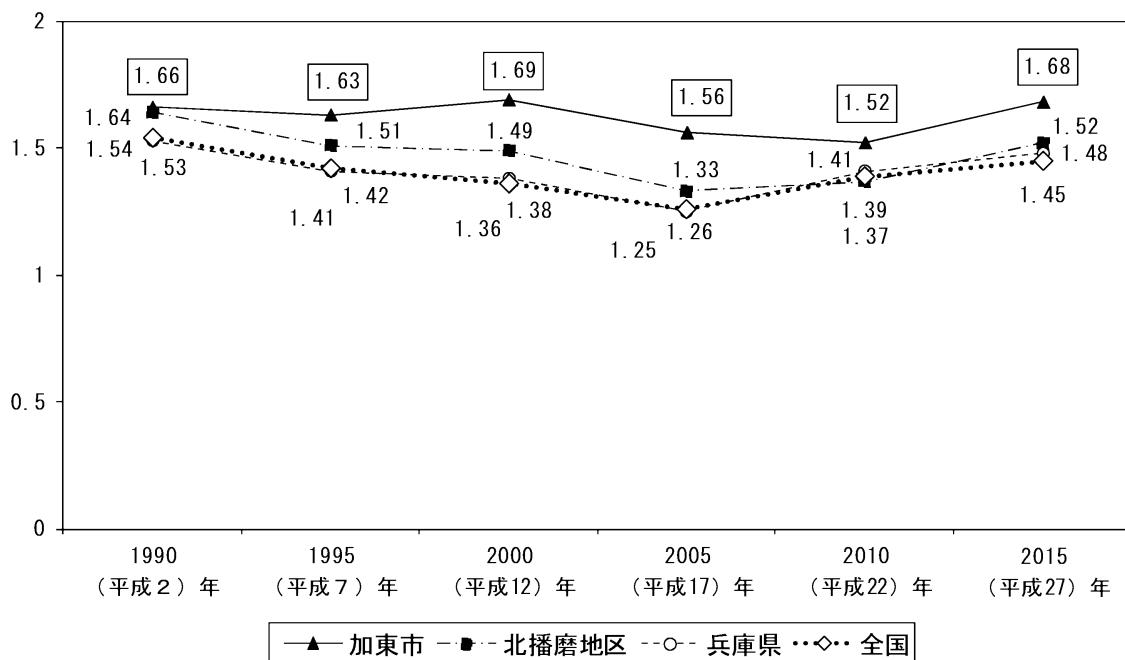
図表 出生数の推移（加東市）



資料：兵庫県「人口動態調査」

本市の合計特殊出生率をみると、全国や兵庫県、北播磨地区に比べて高い水準となっており、2015（平成27）年は1.68となっています。

図表 合計特殊出生率の推移（加東市）



※北播磨地区は加東市、三木市、西脇市、小野市、加西市、多可郡

資料：兵庫県「保健統計年報」

本市の外国籍を有する市民をみると、ベトナム籍が最も多く665人となっています（2017（平成29）年）。2014（平成26）年から2017（平成29）年にかけてブラジル籍や、ミャンマー籍が増加しています。

図表 外国籍を有する市民の人数（加東市）

（人）

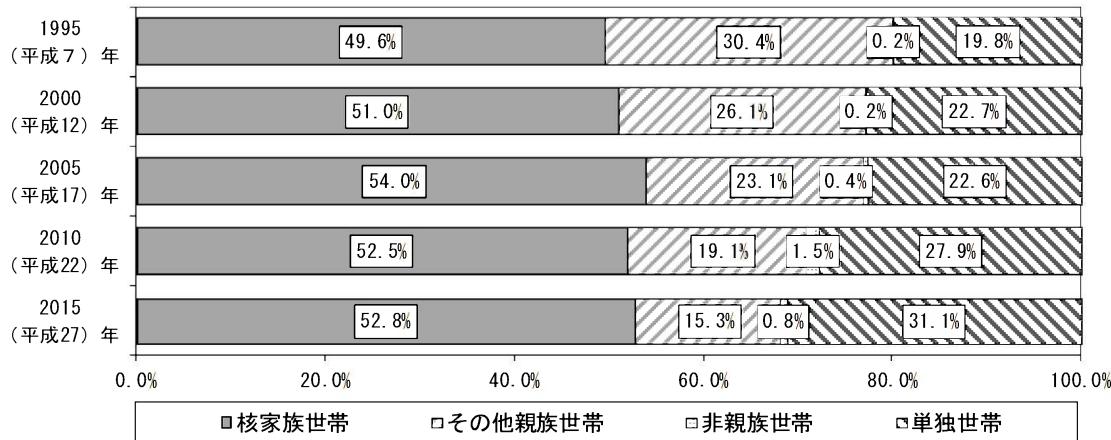
	2014 (平成26) 年	2017 (平成29) 年
総数	564	1,166
ベトナム	158	665
ブラジル	25	124
中国	194	117
韓国・朝鮮	61	60
ミャンマー	0	44
フィリピン	28	37
ペルー	27	26
インドネシア	7	14
タイ	7	5
米国	6	4
英国	3	1
その他	48	69

資料：加東市市民課「住民基本台帳」

(2) 世帯の推移

本市の世帯類型別構成比をみると、単独世帯が増加傾向にあり、2015(平成27)年には31.1%となっています。

図表 世帯類型別構成比の推移（加東市）

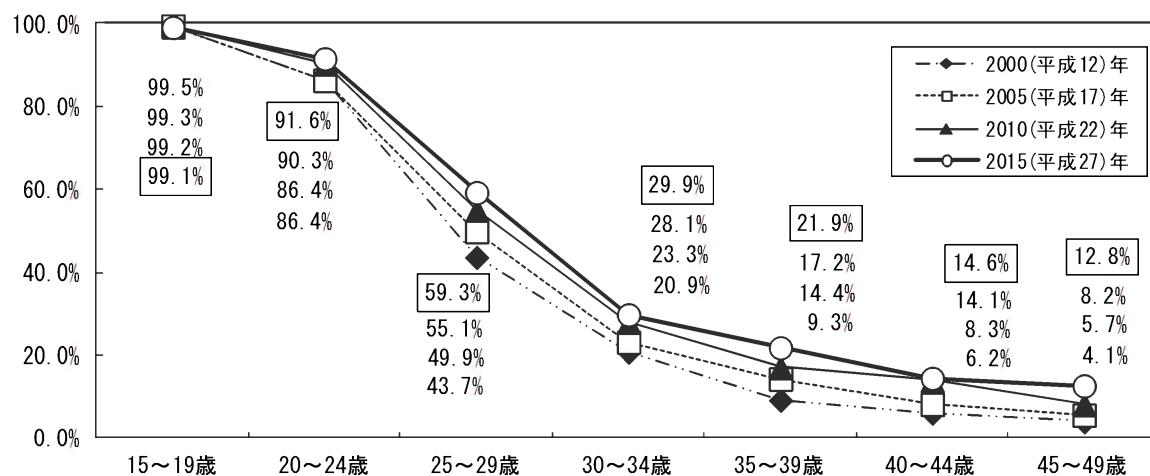


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(3) 未婚率の推移

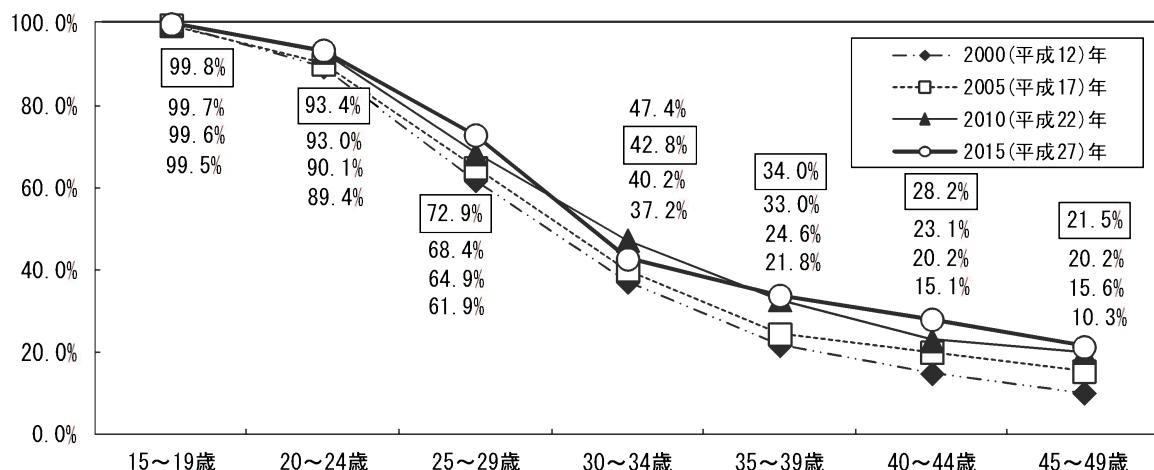
本市の年齢別未婚率の推移をみると、男女共に未婚率は概ね増加傾向にあります。全国や兵庫県と比べると未婚率は概ね低くなっています。

図表 女性の年齢別未婚率の推移（加東市）



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

図表 男性の年齢別未婚率の推移（加東市）



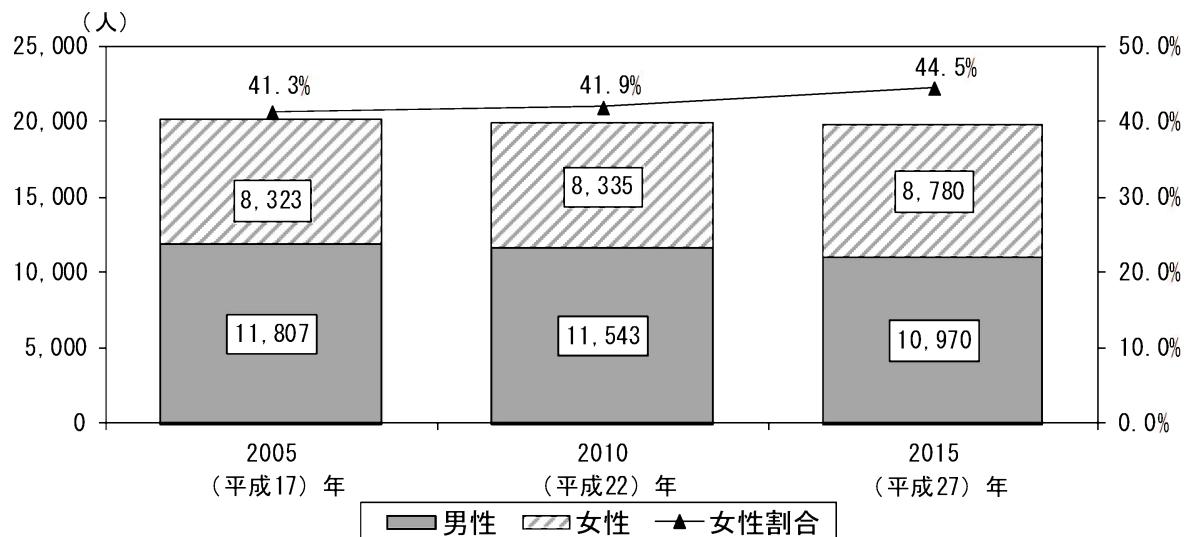
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(4) 就労状況の推移

本市の就労状況をみると、男性の雇用者は減少傾向にあります。女性の雇用者は増加傾向にあります。

全雇用者数に占める女性雇用者の割合をみると、2015(平成27)年には44.5%となっており、2005(平成17)年から増加傾向にあります。

図表 性別雇用者数の推移（加東市）

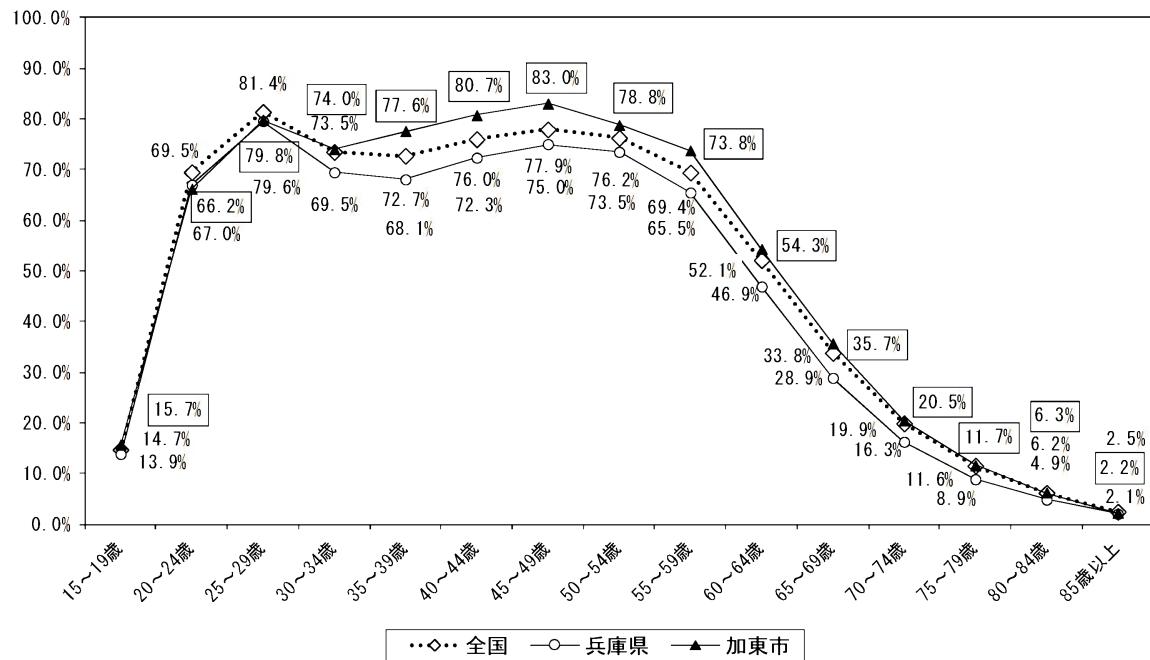


※雇用者には、会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイト等、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人を含み、会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事等の役員は除く

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

2015（平成27）年における、本市の女性の年齢別労働力率をみると、その形状はM字カーブ^{*}を描いており、M字の谷となっている30代の女性の労働力率は74.0%（30～34歳）、77.6%（35～39歳）と全国や兵庫県に比べて高くなっています。

図表 女性の年齢別労働力率（加東市）

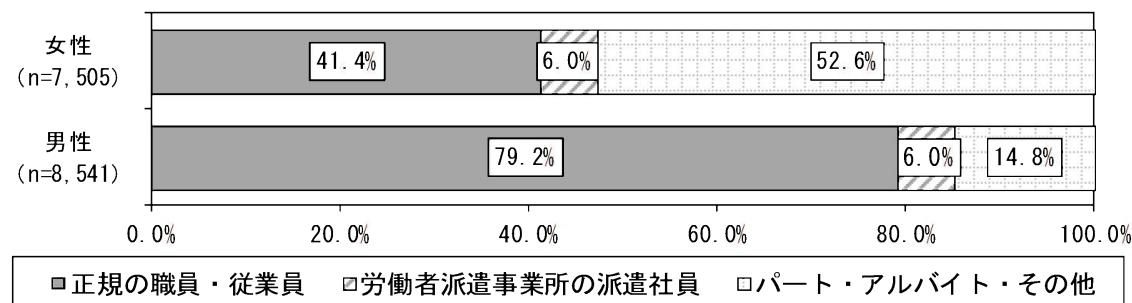


※労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口（休業中の就業者と完全失業者を含む）の割合のこと。

資料：国勢調査（2015（平成27）年10月1日現在）

2015（平成27）年における、本市の正規労働者と非正規労働者の状況をみると、「正規の職員・従業員」は女性が41.4%、男性が79.2%と男性の比率が2倍程度高くなっています。一方、「労働者派遣事業所の派遣社員」と「パート・アルバイト・その他」の合計は女性が58.6%、男性が20.8%となっており、女性が3倍程度高くなっています。「労働者派遣事業所の派遣社員」は同じ割合となっています。

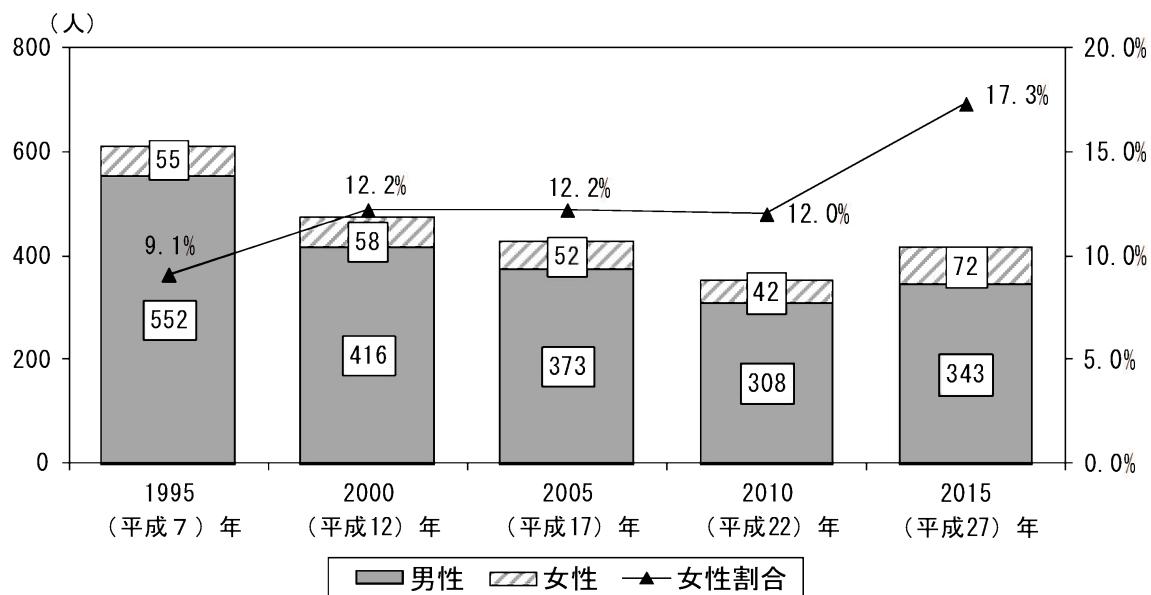
図表 正規労働者と非正規労働者の状況（加東市）



資料：国勢調査（2015（平成27）年10月1日現在）

本市の性別管理的職業従事者の推移をみると、女性は人数、割合ともに2010（平成22）年から2015（平成27）年に大きく増加しています。

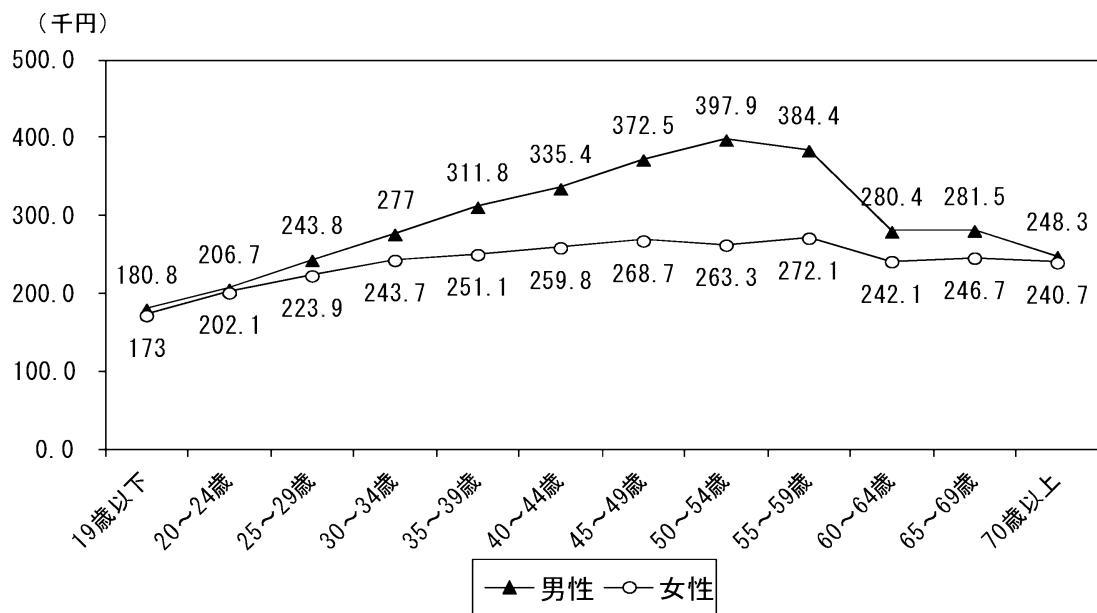
図表 性別管理的職業従事者の推移（加東市）



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

2015（平成27）年における、兵庫県の性別賃金構造をみると、男女間で最も賃金差が大きくなるのは50歳から54歳となっており、この時の女性の賃金は男性の賃金の7割弱となっています。

図表 性別賃金構造（兵庫県）



資料：2017（平成29）年「賃金構造基本統計調査」

(5) 公職での女性の活躍の推進状況

2017（平成29年）における、審議会、防災会議、議員の女性の割合をみると、本市は全国や県に比べて低くなっていますが、職員の状況をみると、職員数、管理職の女性の割合は国や県に比べて本市が高くなっています。

図表 公職での女性の割合

	審議会	防災会議	議員	採用職員	職員数	管理職	(%)
全国平均	28.0	-	14.9	-	-	-	14.4
兵庫県	32.4	10.9	11.6	49.7	32.6	9.1	
加東市	27.2	8.6	6.3	61.1	53.2	26.5	

※2017（平成29）年度4月1日現在

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、兵庫県「ひょうごの男女共同参画」

本市の審議会への女性の登用状況をみると、2015（平成27）年から2016（平成28）年には82人から117人へと35人が増加、2016（平成28）年から2017（平成29）年には117人から132人へと15人が増加しており、年々増加の傾向にあります。

図表 審議会への女性の登用状況の推移（加東市）

(人)				
2013 (平成25)年	2014 (平成26)年	2015 (平成27)年	2016 (平成28)年	2017 (平成29)年
76	82	82	117	132

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

本市職員の管理職に占める女性の状況の推移をみると、概ね20人前後で推移しています。2016（平成28）年に減少していますが、2017（平成29）年には増加しています。

図表 市職員の管理職に占める女性の状況の推移（加東市）

(人)				
2013 (平成25)年	2014 (平成26)年	2015 (平成27)年	2016 (平成28)年	2017 (平成29)年
19	20	21	18	22

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

本市の防災会議への女性の登用状況をみると、3人から4人で推移しています。

図表 防災会議への女性の登用状況の推移（加東市）

(人)			
2014 (平成26)年	2015 (平成27)年	2016 (平成28)年	2017 (平成29)年
3	4	4	3

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

(6) 女性・児童に対する暴力の状況

本市におけるDV相談延件数をみると、2013（平成25）年度から2014（平成26）年度にかけて減少傾向にありましたが、2015（平成27）年度以降は増加し、2017（平成29）年度は197件となっています。

一次保護件数の推移をみると、1件または2件で推移しており、概ね横ばいです。

保護命令件数の推移をみると、2015（平成27）年度と2017（平成29）年度に1件となっています。

児童虐待*相談実件数をみると、2016（平成28）年度に80件を超え、2017（平成29）年度は89件となっています。

図表 DV、児童虐待の相談・通告件数の推移（加東市）

	(件)				
	2013 (平成25) 年度	2014 (平成26) 年度	2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度
DV相談延件数	87	72	102	149	197
一次保護件数	1	2	0	1	2
保護命令件数	0	0	1	0	1
児童虐待相談実件数	63	46	62	81	89

資料：兵庫県「平成28年度県下におけるDV相談等の状況について」、兵庫県警「ストーカー・DV白書」

(7) 健康支援の状況

本市における乳がん検診及び子宮頸がん検診の受診率をみると、年々減少傾向にあり、2017（平成29）年は乳がん検診が21.4%、子宮頸がん検診が15.1%となっています。

図表 乳がん検診・子宮がん検診受診率の推移（加東市）

	(%)				
	2013 (平成25) 年	2014 (平成26) 年	2015 (平成27) 年	2016 (平成28) 年	2017 (平成29) 年
乳がん検診	25.4	26.2	25.2	23.0	21.4
子宮頸がん検診	20.6	21.9	19.5	15.8	15.1

資料：加東市健康課

2 第2次計画の取組

基本目標 I

人権尊重と男女共同参画の意識づくり

基本課題 1 男女の人権尊重と男女共同参画の意識啓発

(1) 第2次計画の取組概要

男女共同参画に関する啓発活動や情報提供、学習活動を通して、人権尊重と男女平等の意識を根づかせ、社会における制度・慣行の見直しを図り、男女共同参画に関する理解を深めるとともに、性別役割分担意識*の解消をめざしてきました。また、次代を担う子どもが、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、成長段階に応じて、それぞれの個性と能力を十分に伸ばしていくような家庭、学校、社会での教育に取り組みました。

(2) 具体的な取組と今後の課題

①男女共同参画社会に向けた広報・意識啓発

●人権啓発活動の推進

人権啓発イベントや講演会等を実施し、男女共同参画や女性活躍、LGBT*をテーマに市民意識の向上を図りました。

●男女共同参画の意識啓発活動の推進

男女共同参画週間に、ケーブルテレビにおいて、市作成のDVDの放映や街頭啓発活動を実施しました。

●多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進

男女共同参画について、「広報かとう」やケーブルテレビを利用した啓発記事・番組の掲載・放送を行ったほか、人権啓発情報紙「夢きらめいて」に啓発記事を掲載しました。

●男女共同参画の視点に立った市の刊行物等の発行

人権啓発情報誌「夢きらめいて」の発行やケーブルテレビにおいて、男女協働参画の視点に立った人権啓発番組を放送しました。

②男女共同参画に関する学習機会の提供と支援

●男女共同参画に向けた学習機会の充実

セミナーの実施や、既存の講座等に男女共同参画の視点を取り入れ、学習内容の充実を図りました。

●自主的な学習グループの育成・支援

現在、市内には男女共同参画を活動テーマとする自主活動グループがないため、セミナーへの継続参加や人材発掘につながるようアンケートを実施しました。

③市職員等及び企業・事業所に対する研修の充実

●行政等における男女共同参画の研修の充実

ハラスメント研修等を実施し、男女共同参画への理解を深めました。

●事業所等における男女共同参画研修の充実

事業所を対象に研修会を実施し、男女共同参画等を啓発しました。

男女共同参画の意識啓発や、関連する法制度の周知に取り組み、男女共同参画社会の実現を社会全体の目標として共有し、市民一人ひとりができるところから男女共同参画を実践していく基盤を整えていく必要があります。そのためには、本計画の実施主体である本市職員や、本市と協働する事業所等が男女共同参画の正しい理解に基づき、率先して施策や事業を展開できるよう、職員や事業所等への研修機会の充実により、意識の高揚を図らなければなりません。

基本課題2 教育・保育における男女共同参画の推進

(1) 第2次計画の取組概要

教職員や保育職員等が男女共同参画についての理解を深めながら、子どもたちの個性や能力を伸ばし、自立した生き方を育む教育活動を推進するとともに、男女が共に活動するなかで、互いの良さを出し合い尊敬し合える集団、一人ひとりにとって居心地の良い集団を育てる教育活動を推進しました。また、保護者が子どもの教育に対する責任を自覚するとともに、周りの大人が役割や関わり方を改めて認識し、子どもが男女の性別にとらわれずお互いを認め合い、その個性と能力を伸ばせるよう、男女共同参画の視点に立った教育を推進しました。

(2) 具体的な取組と今後の課題

①男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進

●男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

教育活動全体を通して、男女共同参画の視点に立った取組を行いました。

●男女共同参画の視点に立った幼児教育・保育の推進

保育活動全体を通して、男女共同参画の視点に立った取組を行いました。

②教育関係者等の研修の充実

●教職員等に対する男女共同参画・人権教育の推進

学校園での教育・保育活動において、性別による偏りを無意識に生じさせないよう、教職員の共通理解を図りました。

●青少年活動の指導者等に対する男女共同参画の推進

青少年補導委員会等では男女共同参画に関する研修は実施できていません。

③男女共同参画を進める家庭教育の充実

●家庭教育に関する講座の充実

PTAと教員を対象に、研修・啓発や講演会を行いました。

「青少年活動の指導者に対する男女共同参画の推進」については、計画期間中に十分な取組が行えておらず、第3次計画において確実に実行していく必要があります。また、子どもたちの周囲の大人が男女共同参画の理解を深め、固定的な性別役割分担意識によって子どもたちの個性や将来の希望を制限することなく、子どもの主体性を育んでいけるよう、男女分け隔てのない教育や、教職員等への研修に継続的に取り組まなければなりません。

基本課題3 あらゆる暴力の防止

(1) 第2次計画の取組概要

すべての人の個人としての人権が尊重され、個性や能力を十分に發揮できる社会づくりのために、ドメスティック・バイオレンス*（配偶者等からの暴力／DV）やセクシュアル・ハラスメント等、あらゆる暴力を防止する取組を推進しました。

(2) 具体的な取組と今後の課題

①暴力の防止と根絶に向けた意識啓発の推進

●暴力の防止と根絶に向けた意識啓発の推進

若年層に対するDV防止及び相談支援の啓発として、講演会の開催や相談機関を掲載したカードや冊子を配布し、意識啓発を推進しました。

②セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

●企業・事業所等におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

事業所に配布する情報紙を活用して、セクシュアル・ハラスメント防止に関する情報を提供し、対策を推進しました。

●市役所等、公的機関におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

ハラスメント研修等を実施し、セクシュアル・ハラスメントをはじめ、様々なハラスメントに関する理解を深めました。

③虐待防止対策の推進

●児童虐待防止対策の推進

児童虐待等、支援が必要な児童・家庭を早期に発見し適切に対応するため、「要保護児童対策地域協議会*」を中心に関係機関の連携による対応と支援を行いました。

●高齢者虐待防止対策の推進

高齢者虐待の防止、早期発見と早期解決に向け、専門職により相談に対応しました。また、関係機関の連携強化のために、毎年、高齢者虐待ネットワーク会議を開催しました。しかし、疑念やリスクを感じた段階での相談が少ないため、今後、早期の対応が必要となります。

●障害者虐待防止対策の推進

障害のある人への虐待に対応するため、加東市障害者相談支援センターを社会福祉課に設置しました。

「市役所等、公的機関におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進」については、今後も継続して研修等に取り組みます。また、高齢者虐待の防止については、早期対応が今後の課題となっており、児童虐待の防止や障害者虐待の防止と併せ、関係機関の連携のもと、早期発見・早期対応できるネットワーク体制の構築をめざします。DVについては、交際相手との間で起こるデートDV*の防止も重要であり、中学生等の若年層への啓発を推進しなければなりません。